

令和2年 年頭の辞



海上安全環境部長 平田 浩司

令和2年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

令和元年8月の豪雨災害では西九州の各地で甚大な被害が発生しました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

運輸事業にとって最も基本とすべきは「安全・安心の確保」です。

海上安全環境部は、海上における輸送の安全確保と海洋環境の保全を目的として、ソフト・ハードの両面から、本年も以下の施策を確実に遂行してまいります。

はじめに、近年台風や異常気象の影響による海難事故が増加していることから、運航管理監査や多客期の安全総点検等の機会をとらえ、荒天時における情報収集や当直体制の準備状況などの確認を実施してまいります。

また、海運分野において、飲酒を伴う海難等事案が毎年発生していることから、酒気を帯びている者を航海当直に当たらせてはならないこととするため、船員法施行規則の改正などが予定されています。これを受けて、船舶運航事業者に対して、船舶監査等の機会をとらえて、適切に指導してまいります。

漁船に対しては、操船時の海難や操業中における災害の防止を図るため、現地における監査及び指導、関係機関と連携した講習会等を実施してまいります。

また、これらの監査に加え、運輸安全マネジメント評価を実施することにより、事業者自らによる船舶運航事業の安全確保に係る取組みを活性化させ、より一層の安全性の向上を図ることを目指してまいります。

次に、国内で発生した海難事故の約8割は20トン未満の小型船舶によるものであることから、小型船舶の安全対策が喫緊の課題となっています。

小型船舶については、遵守事項パトロール活動等の機会を捉えて、運航労務監理官と船舶検査官による立入検査を実施するとともに、海上保安庁や警察などの関係機関と連携して、平成30年2月1日から義務化された救命胴衣の着用等安全確保に関する周知啓発活動を実施します。

船員災害の防止活動については、船員災害防止協会九州支部と連携し、海中転落事故に対応したサバイバル訓練を実施するほか、各種講習会の機会を捉えて船員労働災害の防止に対する船員の安全意識の向上に引き続き取り組んでまいります。

また、船員の労働環境につきましては、優秀な若年船員の確保を図るため「内航船員の働き方改革」にかかる取組みについて、迅速に情報発信してまいります。

外国船舶については、ポートステートコントロール（寄港国による監督）を適切に実施し、構造・設備及び乗組員の配乗等が条約で定められた安全及び海洋環境保護等の基準を満たしていない、いわゆるサブスタンダード船の排除に努めるとともに、オリンピックイヤーである本年は、保安対策の実効性の確保、向上を図るため、クルーズ船への立入検査を強化してまいります。

さらに、油濁損害や放置座礁船など万一の発生に備え、船主責任保険未加入の船舶が日本に入港することのないよう事前通報の審査を厳密に行うほか、船舶への立入検査を実施します。

また、この1月1日から船舶用燃料油について硫黄分濃度が従来の3.5%以下から0.5%以下へ引き下げられたものを使用すること等が義務付けられた、いわゆるSO_x規制の強化が始まりました。

今後、必要な諸手続や関連情報の提供などについて適切に対応してまいります。

当部では、管内の支局・事務所と一体となって以上の施策を推進してまいります。

最後になりましたが、本年も皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、令和として初めて迎える年が、災害のない明るい年になりますよう祈念しまして新年の挨拶とさせていただきます。